

京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻共同利用規程

平成31年2月8日

農学研究科長裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻（以下「応用生物科学専攻」という。）が管理及び運用する設備の共同利用について必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 この規程において対象となる設備は、別表第1設備名称欄に掲げる設備（以下「設備」という。）とする。

(管理責任者)

第3条 応用生物科学専攻に、設備の適正な管理を行うため、管理責任者を置き、応用生物科学専攻長をもって充てる。

(利用資格)

第4条 設備を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者のうち、当該設備の使用責任者又は当該設備の使用責任者が所属する研究室の構成員と共同研究を行うもの
- (3) 企業等において研究開発に従事する者のうち、当該設備の使用責任者又は当該設備の使用責任者が所属する研究室の構成員と共同研究を行うもの

(利用日)

第5条 設備は、次の各号に掲げる日を除き、毎日利用できる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 6月18日（創立記念日）
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる日の利用を許可し、又は利用可能な日であっても利用を禁止することがある。

(利用時間及び利用単位)

第6条 設備の利用は、24時間可能とする。ただし、当該設備の設置場所への立入りが可能な時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 設備の利用単位は、1時間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、設備の利用を停止し、又は設備の設置場所への立入りが可能な時間を延長し、若しくは短縮することがある。

(利用申請)

第7条 設備を利用しようとする者は、当該設備を利用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の1ヶ月前から7日前までに、共同利用申請書（様式1）を管理責任者に提出し、事前に承認を受けなければならない。

(利用承認)

第8条 管理責任者は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 設備の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、承認を受けた利用予定日（複数日に連続してまたがる場合はその初日）から起算して2日前までに管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。なお、申出の期日を経過した場合は、設備の利用日時の変更又は利用の取止めを申し出ることができない。

（分析の委託）

第9条 別表第2設備名称欄に掲げる設備について、同表委託内容欄の分析を応用生物学専攻に委託しようとする者は、分析委託申請書（様式2）を管理責任者に提出し、事前に承認を受けなければならない。

2 前項の申請ができる者は、第4条第1号に掲げる者とする。

3 管理責任者は、第1項の申請があったときは、応用生物学専攻の教育研究に支障がないと認める場合に限り、これを承認することができる。

4 前条第1項の規定は、委託申請の場合に準用する。

5 前項において準用する前条第1項の承認を受けた者（以下「委託者」という。）は、分析に使用する試料（以下「分析試料」という。）を、管理責任者の指示に従い提出するものとする。

6 委託者は、委託内容を変更し、又は委託を取り止める場合には、管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、分析試料を提出した後は、委託内容の変更又は委託の取止めを申し出ることができない。

7 管理責任者は、分析が完了したときは、その結果を報告書に記載して委託者に交付するとともに、分析試料に残余がある場合は、委託者の希望に応じてこれを返還する。

（利用料等）

第10条 利用者及び委託者（以下「利用者等」という。）は、本学の指定する方法により、その利用する設備又は委託する分析に応じて別表第1に定める利用料又は別表第2に定める委託料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、利用料又は委託料（以下「利用料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

3 一旦納付された利用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料等の全部又は一部を返還する。

(1) 第8条第2項の利用日時の変更又は利用の取止めを承認した場合

(2) 前条第6項の委託内容の変更又は委託の取止めを承認した場合

(3) 管理責任者の都合により承認を取り消し、又は設備の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する分析を中止した場合

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、設備の利用に関し、次の各号に掲げる事項（第3号にあっては、高速液体クロマトグラフ-イオンモビリティ-タンデム四重極リニアイオントラップ型質量分析計を利用する場合に限る。）を遵守しなければならない。

(1) 利用を承認された目的以外に利用しないこと。

(2) 設備を第三者に利用させないこと。

(3) 設備を利用する場合は、管理責任者が実施する事前講習を受講すること。ただし、過去に設備を利用したときとサンプルの由来、調製方法、濃度等が同じである場合には、管理責任

者が不要と認めることがある。

(4) 設備に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、管理責任者が認める場合を除く。

(5) 応用生物学専攻の施設、設備等の保全に努めること。

(6) その他管理責任者が指示する事項

2 利用者は、設備に異常があるときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

(設備の利用の停止又は分析の中止等)

第12条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合、設備の利用若しくは分析の委託の承認を取り消し、又は設備の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する分析を中止することができる。

(1) 利用者等が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。

(2) 利用者等が、共同利用申請書又は分析委託申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) 利用者等が、利用料等を本学が指定する期日までに納付しないとき。

(4) 本学の管理上の事由により、設備の利用又は分析に支障があると管理責任者が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により設備の利用若しくは分析の委託の承認を取り消し、又は設備の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する分析を中止したことにより利用者等に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用者は、設備の利用を終えたとき（前条第1項の規定により利用承認を取り消し、又は利用を停止した場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、その責に帰すべき事由により応用生物学専攻の施設、設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(発明等の帰属)

第15条 利用者等は、設備の利用又は委託による分析（以下「共同利用」という。）の結果を用いたことによって京都大学発明規程（平成16年4月1日達示第96号）第2条第1号に定める発明等が生じた場合は、管理責任者に届け出るものとする。

2 管理責任者は、発明等が生じた場合の当該発明等の知的財産権の取扱いについては、利用者等と別途協議し、書面にて定めるものとする。

3 前項の規定は、共同利用の過程において作成された研究成果有体物の取扱いについて準用する。

(成果の利用)

第16条 利用者等は、共同利用により得られた成果が、製品化等につながった場合は、管理責任者に報告するものとする。

(秘密保持)

第17条 応用生物学専攻に所属する教職員及び利用者等は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、共同利用により知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(1) 既に公知となっている情報

(2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報
(事務)

第18条 共同利用に関する事務は、北部構内事務部において処理する。

(疑義等の解決)

第19条 この規程に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度管理責任者及び利用者等が協議の上、解決に努めるものとする。

(規程の変更)

第20条 農学研究科長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。

- (1) 規程の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による規程の変更にあたり、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに応用生物科学専攻ホームページへの掲示又は電子メールによる通知、その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この規程は、平成31年2月8日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月25日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和元年10月1日以後の設備の利用について適用し、同日前の設備の利用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第10条、第11条関係）

設備名称	利用単位	単価		
		第4条第1号 に掲げる者	第4条第2号 に掲げる者	第4条第3号 に掲げる者
株式会社島津製作所製 ト リプル四重極型ガスクロマ トグラフ質量分析計	1時間あたり (設備利用)	850円	1,020円	2,200円
サーモフィッシャー株式会 社製 シングル四重極誘導 結合プラズマ質量分析計	1時間あたり (設備利用)	4,830円	5,580円	10,500円
高速液体クロマトグラフ- イオンモビリティ-タンデ ム四重極リニアイオントラ ップ型質量分析計	1時間あたり (設備利用)	5,040円	5,710円	13,500円
	1時間あたり (事前講習)	5,040円	5,710円	13,500円

1. 上記表中の単価は、利用単位あたりの設備利用又は事前講習に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これにそれぞれの利用単位数を乗じた金額の合計を利用料とする。
2. 1時間未満の設備利用又は事前講習及び1時間を超える設備利用又は事前講習に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の設備利用又は事前講習として、利用料を算出するものとする。

別表第2（第9条、第10条関係）

設備名称	委託内容	利用単位	委託料単価
			第4条第1号 に掲げる者
株式会社島津 製作所製 ト リプル四重極 型ガスクロマ トグラフ質量 分析計	親水性代謝 物のアンタ ーゲット分 析	1回あたり	68,400円

1. 上記表中の委託料単価は、利用単位あたりに係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに利用単位数を乗じた金額を委託料とする。

様式1 (第7条関係)

共同利用申請書

○年○月○日

京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻長 殿

京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻が供する共同利用について、下記のとおり申請しますので、承認願います。なお、利用に際しては、京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻共同利用規程を遵守します。

所属機関 又は組織等	名称			
	住所			
利用申請者		職名		
電話番号		メールアドレス		
緊急連絡先	職場		自宅	
利用設備名				
利用期間	○年○月○日○時 ~		○年○月○日○時	計 ○時間
利用目的				
利用料請求先 *利用申請者と異なる場合のみ記載	住所・機関(部署) 名・職名・氏名			
	電話番号		メールアドレス	
予算区分 *学内者のみ記載	<input type="checkbox"/> 大学運営費 (<input type="checkbox"/> 機能強化経費 <input type="checkbox"/> 特殊要因経費 <input type="checkbox"/> その他)			
	<input type="checkbox"/> 寄附金 <input type="checkbox"/> 預り科研費等 <input type="checkbox"/> 受託研究費等		<input type="checkbox"/> 機関経理補助 <input type="checkbox"/> 間接経費	
	PJコード【 _____ 】			
	<input type="checkbox"/> その他【 _____ 】			
成果を非公開とする場合、その理由				
利用申請者 以外の利用者	所属部署	職名	氏名	連絡先

利用申請にあたっての注意事項

1. 本申請書は、京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻管理責任者へ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻管理責任者へ連絡してください。
3. 利用料の請求にあたっては、同一機関又は組織等から複数の申請があり、利用料請求先が同一の場合には、一括して利用料請求先宛てに請求する場合がありますので、ご了承ください。

様式2（第9条関係）

分析委託申請書

○年○月○日

京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻長 殿

京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻が実施する分析について、下記のとおり申請します。なお、申請が承認された場合には、京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻共同利用規程を遵守します。

所属機関 又は組織等	名称			
	住所			
申請者		職名		
電話番号		メールアドレス		
委託内容	トリプル四重 極型ガスクロ マトグラフ質 量分析計	親水性代謝物のアンターゲット分析		
		特記事項		
		委託数	16サンプル（固定）	
分析試料	残余の分析試料の返還	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
委託料請求先 *申請者と異なる 場合のみ記載	住所・機関(部署) 名・職名・氏名			
	電話番号		メールアドレス	
予算区分 *学内者のみ記載	<input type="checkbox"/> 大学運営費 <input type="checkbox"/> 機能強化経費 <input type="checkbox"/> 特殊要因経費 <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 寄附金 <input type="checkbox"/> 預り科研費等 <input type="checkbox"/> 受託研究費等 <input type="checkbox"/> 機関経理補助金 <input type="checkbox"/> 間接経費			
	PJコード【 <input type="text"/> 】			
成果を非公開 とする場合、 その理由	<input type="checkbox"/> その他 【 <input type="text"/> 】			

委託申請にあたっての注意事項

1. 本申請書は、京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻管理責任者へ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻管理責任者へ連絡してください。
3. 委託料の請求にあたっては、同一機関又は組織等から複数の申請があり、委託料請求先が同一の場合には、一括して委託料請求先宛てに請求する場合がありますので、ご了承ください。